

衛生設備ニュース 03

sanitary accommodations news 2021.mar

No.034

- 機器
- 給水
- 給湯
- 排水
- 器具
- 消火
- ガス
- 環境
- 他

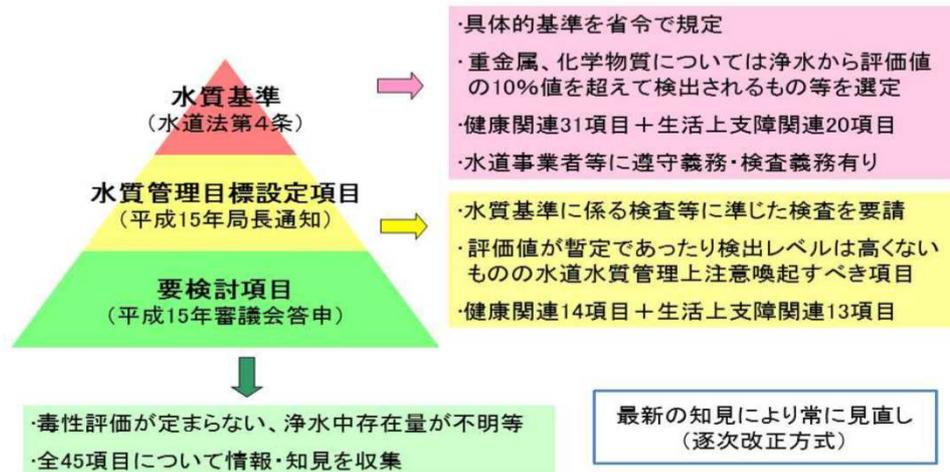
一般社団法人 大阪空気調和衛生工業協会

水道水質基準の改正の経緯について

水道水の水質基準とその改正等について、厚生労働省のホームページより概要をお知らせします。

1. 水道水の水質基準について

水道水の水質基準は水道法第4条に基づく水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目や、毒性評価が定まらない物質等の検討項目の情報・知見の収集に努めています。



2. 最近の改正内容

衛生設備ニュースNo.009以降の改正を記載。

改正時期	改正内容	検討経緯
平成25年4月1日 施行	○水質管理目標設定項目 農薬類の分類の見直し。	平成25年3月19日に審議された。
平成26年4月1日 施行	○水質基準 亜硝酸態窒素を水質基準に追加。基準値を0.04mg/Lとする。 ○水質管理目標設定項目 ・「アンモン及びその化合物」、「ニッケル及びその化合物」の目標値の見直し。 ・農薬類の対象リスト中、「オキサジメチン」、「オキサトピリン」、「カズサリス」、「ケルシネット」、「ジチカハメート系農薬」、「チジニル」、「トリクロホン (DEP)」、「ピラクロル」、「フェントザミド」、「ベンゾピシロン」、「メコプロップ (MCP)」、「メタム (カーバム)」の目標値の見直し。	平成26年1月14日に審議された。
平成27年4月1日 施行	○水質基準 ・「ジクロ酢酸」に係る水質基準を0.03mg/L以下に強化する。 ・「トリクロ酢酸」に係る水質基準を0.03mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目 ・「フル酸ジ (2-エチルキシル)」の目標値の変更。 ・農薬類の対象リスト中、「1,3-ジクロロペン」、「ピシ銅」の目標値の見直し。	平成27年2月5日に審議された。
平成28年4月1日 施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「アジュム」、「ジクロベンル」、「ダイジン」、「トリクラザル」、「フェントチン」、「マラチン」の目標値の見直し。	平成28年2月17日に審議された。
平成29年4月1日 施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「ピロリン」、「ベンゾフェナブ」の目標値の見直し。 ・「ダゾメット」、「メタム (カーバム)」と、要検討農薬類「メチルチオアネート (MITC)」を統合して、対象リストの「ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルチオアネート」とし、目標値の見直し。 ・対象リストに「テリトリカ」を追加。	平成29年1月31日に審議された。

改正時期	改正内容	検討経緯
平成30年4月1日 施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「2,4-D(2,4-PA)」、「イソキサチオン」、「シアナジン」の目標値の見直し。 ・対象リストから「ジチアノン」、「ジメチレート」を削除。 ・「ブロホリス」について、オキソソンの濃度も合計して算出。	平成30年2月15日に 審議された。
平成31年4月1日 施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「カルバリン(NAC)」、「フロホナゾール」、「メラキシル」の目標値の見直し。 ・対象リストから「エチフェンホス(エチフェンホス、EDDP)」、「エトリジアル(エクロメアル)」、「カルボキサチオン」、「メチルイムロン」を削除。 ・「オキサトリン」については、代謝物「(5Z)-オキサトリン」の濃度も合計して算出。	平成31年3月13日に 審議された。
令和2年4月1日 施行	○水質基準 「六価クロム化合物」に係る水質基準を0.02mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目 ・「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」を追加。 ・農薬類の対象リスト中、「カクタップ」、「ジクワット」、「ブロホリス」の目標値の見直し。	令和2年3月23日に 審議された。

水道水の水質基準項目と基準値（51項目）

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	(空白)	(空白)